

2010年12月6日

平成23年度税制改正主要事項にかかる提言

民主党

はじめに

昨年の税制改正大綱では、民主党がこれまで蓄積してきた議論をもとに、納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと（制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できること）、「支え合い」のために必要な費用を分かち合うこと、税制改革と社会保障制度改革とを一体的に捉えること、グローバル化に対応できる税制を考えること、地域主権を確立するための税制を構築すること——という5つの理念が示された。

現行の税制は、様々な政策的、政治的配慮等により複雑化し「支え合い」ともかけ離れた姿になってしまっている。様々な政策的配慮などは本来、歳出で行うべき事柄である。税制を複雑化させず、「公平・透明・納得」の税制を築くべきである。一方、納税者自身も、確定申告を基本とし、意識を自ら高めていく必要がある。

グローバル化に対応できる税制ということについては、「担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できる状況」にあると言われており、それへの対応が必要と大綱で謳われたが、他方で国際競争力をどう維持していくかという視点も重要である。

税制改革と社会保障制度とを一体的に捉えることについては、民主党は現在「税と社会保障の抜本改革調査会」で検討を行っているが、当PTではその基盤整備として社会保障・税共通番号制度導入を視野に入れてきた。また、地域主権を確立するための税制についても「地域主権調査会」と連携していく必要がある。

以上、民主党税制改正PTとしては、昨年の大綱の5つの理念を発展的に受け継ぎ、来年度税制改正を中心に以下の提言を行うものである。

1. 納税環境整備

(1) 社会保障・税共通番号制度

○導入目的

真に支援の必要な人を把握し社会保障を充実させるため、また、所得を把握することなどにより不公平ができる限り是正していくため、社会保障・税共通番号制度が必要である。番号導入は国民の利便性の向上、行政の効率化にも資すると考えられる。

○提出時期

国民的議論を行うためにも、来年通常国会末までに、法案骨子を作成することを求める。

番号制度導入の機は熟している。番号制度は、この国の行政のあり方を大きく変えるものであり、システム開発だけで最低2、3年は必要とも言われる。また、関係機関への影響も大きいことから、早期に導入の判断をすることが望まれる。

○利用範囲

国民にとっての利便性、情報管理のリスク・コストを勘案し、「社

会保障・税に関する番号制度に関する検討会中間取りまとめ」で示されたB－1案、すなわち、税務分野、社会保障の現金給付での利用を推奨する。

○使用する番号・情報管理方式

住民票コードを利用して新たな番号を付番すべきである。プライバシー侵害の懸念や、情報漏れ等の事故が生じた場合の被害を最小限にするため、分散管理方式を採用すべきである。

なお、システム開発の際には、コストが膨大なものにならないよう、専門家が助言等を行うような枠組みも検討すべきである。

○プライバシー保護

番号利用に関し、目的外利用の厳密な禁止・罰則など規制を強化すべきである。

○付番機関

昨年の税制改正大綱では、将来的に歳入庁の設置を検討するとされているが、当面は国税庁を中心としながら地方自治体等との連携を進めていくべきである。

（2）納税者権利憲章、国税不服審判所改革等

昨年の税制改正大綱に記された「納税者権利憲章の制定」「国税不服審判所の改革」については、現在政府税制調査会で検討されている方向で、早急に改革を行うべきである。

2. 個人所得課税

（1）所得税

お互いに「支え合い」、共によりよい社会を創造していくという共

通認識の下、そのために必要な費用を社会全体で分かち合っていくという理念は、所得税改革の議論においても重要である。

民主党はこれまで、現行の所得控除制度は結果として高所得者に有利な制度となっていること、分離課税している金融所得などに軽課していることなどから、所得税の所得再分配機能や財源調達機能が低下してきていることを指摘してきた。

その上で、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」と見直しを図っていくこととしてきた。これは、高所得者に相対的に有利な制度である所得控除を見直し、支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことにより、所得再分配機能の見直しを目指すものであった。また、社会保障を充実させ、税による社会創造を図っていくためには、高所得者に限らず国民全体で費用を分かち合う必要がある。特に子育てを社会全体で支えていくという哲学は、将来的社会を支えるのは子ども世代であり、その子育てを支援することは、社会全体の利益につながるというものである。

税制抜本改革の前に、これまでの理念を貫き、一部控除を縮減・圧縮すること、さらには金融所得の税率の見直しを行っていくことについて、国民全体の合意が得られる様、丁寧な議論が求められる。その際、表面的な損得勘定のみにとらわれず、社会全体で費用負担するために誰にどのように担税力を求める事ができるのか、真正面から議論しなければならない。なお、社会保険料等の中には税額により決まるものもある。従って、諸控除の見直しに伴う社会保険料等の負担増についても、昨年度税制改正同様に、検討を加えるべきである。

○金融課税

所得再分配、総合取引所実現などの観点から、損益通算制度導入

を前提に、上場株式等にかかる税率は本則税率化を検討すべきである。その際は一定額以下の取引を非課税とする日本版ISAを大幅拡充し、個人投資家の参加を促すことで、証券市場活性化を図るべきである。

ISAは昨年の税制改正大綱で本則化税率にあわせ導入するとしたところであり、デフレ脱却等の観点から軽減税率が継続される場合にはISA導入の時期も見直すべきである。その際には損益通算制度のためのシステム開発に一定の期間が必要であることにも留意した上で全体を判断すべきである。

○給与所得控除

所得に応じて青天井に増加していく仕組みとなっているが、担税力や所得再分配機能などの観点から、一定所得を上限に青天井を見直すべきである。水準については、負担増となる所得層の理解を得ることが大切であり、特に一般のサラリーマン層が負担増とならないよう留意すべきである。

給与所得控除は、サラリーマンの諸経費の概算控除、給与所得の担税力が低いことに対する配慮という二つの性格を持つものとされてきた。

上記見直しを行うにあたっては、特定支出控除について、例えば新聞購読費、交際費、被服費などに対象範囲を拡大することなどにより、給与所得者にとって使いやすい制度にあらためるべきである。

なお、給与に関し裁量権のある役員については、経営に関しリスクを負っていることには留意しつつも、一般のサラリーマンとは異なる控除制度を導入すべきである。

○退職所得課税

退職金については、給与の後払い的性格を考慮し担税力の観点か

ら、退職所得控除額を控除した上で2分の1課税している。しかし、例えば天下りのように極めて短期間で高額な退職金を得る役員にまで、同様の措置を取る必然性は乏しく、見直しを求める。

○成年扶養控除

成年扶養控除については多様なケースがあることを踏まえて、真に支援が必要な世帯については負担増にならないように措置することを前提に縮減・圧縮すべきである。

成年扶養控除については、単純に廃止することは現実には働きたくても働けない人がいることについては配慮が必要である。そうした人については、本来歳出面で対応を行うべきであるが、世帯の担税力にも配慮する必要がある。

一方、経済的に余裕がある世帯については、扶養者に一定の負担を求めることにより、外に出て働く事に躊躇する被扶養者たる子や親族に対して思い切って背中を押す契機にする、言わば、税による社会創造の観点から一定の効果があると考えられる。

○配偶者控除

配偶者控除については、本来ライフスタイルの選択に中立な税制にどう変えていくかが議論の出発点のはずであり、特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではない。課税単位を世帯単位、個人単位のいずれにしていくのかという個人所得課税の根本的な議論もあり、所得、資産、消費を含む税制抜本改革の議論の中できちんと検討していくべき課題であり、来年度改正については慎重な判断を求める。

配偶者控除は、「控除から手当へ」という理念の中で検討されてきた。しかしながら、子ども手当の対象となる子どものいない世帯においては見合いの給付がなく、特にすでに子育てを終え年金で暮ら

している世帯を中心に納得が得られるかどうかということ、家事労働への評価など、多くの論点が残されている。

○最高税率、税率構造

税率構造全体の見直しについては、まさに所得、資産、消費を含む税制抜本改革の議論の中で検討していくべき重要な課題である。

金融所得税制および給与所得控除の見直しを実施すれば、所得再分配機能は相当程度強化されることになる。その上で最高税率引き上げまで行えば、一定以上の所得層の負担が急増することになり、税制改正のあり方として望ましくない。

（2）個人住民税

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、失業などにより収入が前年より大きく減少した人にとっては、金銭的負担が過重になる。社会保障との関係や市町村の体制など課題はあるが、番号制度導入をにらみ、現年課税化に向けた体制整備を納税者の立場に立って推進していくべきである。その際には執行現場に混乱をきたさぬよう注意を払うべきである。また、1月1日現住地課税については、不正な課税逃れが起きぬよう、適正化に努めていくべきである。

3. 法人課税

（1）法人税

○実効税率引下げ

法人実効税率引下げの目的は、国際競争力の維持、国内産業空洞化防止と雇用維持、国内への投資促進などである。

減税を行えば経済が活性化し、後年度增收が得られる可能性がある。法人段階での減税により配当等が増え、結果として個人段階で

の増収につながることも考えられる。ネット減税に対する経済界の期待は大きい。見合い財源に固執するあまり、特に日本の国際競争力の源泉である研究開発税制の廃止、国内投資の呼び水にもなる事業用資産の買い換え特例の廃止、受取配当の益金不算入制度の廃止など、行き過ぎた課税ベース拡大によりかえって経済成長を阻害することがないよう留意する必要がある。

なお、ナフサ・オフガス・原料炭については、世界的に課税している例はなく、世界標準に照らした対応を求めるものである。

○メリハリのついた税制

経済成長という視点からは、選択と集中の観点からメリハリのついた税制も有力な選択肢であり、こうした観点から、総合特区制度における税制優遇措置や高付加価値拠点の誘致のためのアジア拠点化のための税制について検討すべきである。

○中小企業支援

中小企業は我が国経済の基盤かつ雇用の源泉である。中小企業対策という視点は特に重要である。このたび期限切れを迎える中小法人にかかる軽減税率については、脆弱な財務基盤の中小企業をさらに応援できるように、民主党が11%を主張してきた経緯もあり、財源を確保しつつ引下げを目指していくべきである。ただし、資金のみで区分する今の税制度が真に中小企業を応援する上で適切かどうかは検討の余地がある。

○赤字法人への配慮

赤字法人への配慮も必要であり、雇用保険料をはじめとする社会保険料の事業主負担の見直しも政府全体で検討すべきである。

○法人の社会貢献

また、社会的責任を果たす企業に税制でインセンティブを与えることで歳出抑制に一定の効果を上げることも考え得る。減税を受けた企業がその一部を地域に還元すれば国民的理解がより得られるとも考えられる。例えば託児所を設置した企業に減税を行っても、その託児所が地域に開放されれば、その分は自治体や国も歳出を抑制できる。財源論も大切だが、皆が幸せになるような夢のある政策も必要である。

なお、財政が厳しい状況の中で果断に法人実効税率引下げが実施された場合においては、経営者には国内雇用の拡大と個人消費を底上げする労働分配の実現をあらためて強く求めるものである。

(2) 法人住民税・法人事業税

地域社会の会費的性格を持つとはいえ、法人事業税の所得割や法人住民税の法人税割のように景気に左右されやすい税目が地方税に適しているのかということについての論議や、法人住民税の均等割のように赤字法人にも課税するとともに従業員数が増えれば税額が増える課税のあり方について、政府全体が雇用を最重点課題にかかる政権党として、政策の一貫性の観点から現状が適切なのかどうかについて、税制抜本改革の際には必ず検討を行うべきである。

4. 国際課税

(1) 税務調査権限の明確化

納税者が国外に保存する文書も含め、税務当局への提示・提出を求めることができるということを明確化すべきである。

自国の納税者が国外に保存する資料の入手について、現行の質問検査権の条文は不明確である。

（2）帰属主義への見直し

今般、OECDモデル租税条約が「帰属主義」に基づく課税のあり方を明確化した改定を行ったことを契機に、今後、国内法を「総合主義」から「帰属主義」に見直す一方、適正な課税を確保するため、必要な法整備の検討を進めるべきである。

（3）国際連帯税

経済情勢等を踏まえれば来年度税制改正で措置すべき事項とは言えない。

国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっており、国際会議も予定されている。今後真摯に検討することを求める。

5. 資産課税

（1）相続税・贈与税

特に購買意欲の高い若年層の消費喚起を図り、内需、消費の拡大を図っていくため、相続税の基礎控除の縮減等を行うとともに、贈与税減税を行って若年層への資産移転を図っていくべきである。なお、相続税見直しに当たって、配偶者への配慮、居住用財産への留意は必要である。

例えば、祖父母が孫と同居する世帯などが住宅購入する際には、老後の安心につながることから、資産移転の促進が期待できるため、一段の優遇を検討すべきである。

また、現在の相続時精算課税制度では、受贈者は20歳以上の推定相続人とだけされているが、孫への資産移転など世代間の飛びこえを推奨する工夫も検討すべきである。

（2）固定資産税

評価替えの際には、負担の公平性の観点などから議論を行うべきである。

6. 間接税

(1) たばこ税

今後、喫煙者の健康は当然のこと、非喫煙者の受動喫煙の問題解決などに向け、禁煙、節煙、分煙を促進することは時代の要請である。しかしながら、連續して来年度も引き上げを行うことについては、全体の引き上げの姿が示されていないことに加え、大綱にも記述がある通り、まずは「たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極め」るべきであり、慎重に検討すべきである。

昨年の税制改正大綱で「国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく」必要があるとし、增收目的ではなく健康目的という全く新たなコンセプトの下、本年10月1日に1本あたり3.5円と、前例のないたばこ税引き上げを行ったばかりである。

(2) 酒税

酒税の抜本的見直しの際には、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とするべきである。

昨年の税制改正大綱で個別間接税については「健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制」という考え方も示されたが、酒税は健康の観点から重課されたたばこ税とは分けて考えるべきである。

特に、類似する商品間の課税の公平性について、現状及び国内関係産業の雇用に与える影響等を踏まえ、検討を行うべきである。

なお、本格焼酎と誤認しないよう、類似する商品の表示の適正化

について業界指導に努めるべきである。

（3）地球温暖化対策のための税

CO₂排出量を2030年に1990年比30%削減するため、石油石炭税を活用して、化石燃料のCO₂排出量に着目して課税する「地球温暖化対策のための税」を設けるべきである（税収：約2400億円）。

「地球温暖化対策のための税」は平成23年度から導入することとし、経済状況等を勘案しながら、急激な負担増にならないように配慮すべきである。

ガソリンと軽油が他の燃料に比べて重課されていること、民主党がこれまで暫定税率の廃止を主張してきた経緯に鑑み、物流・公共交通の負担軽減に留意しつつ、「地球温暖化対策のための税」によるガソリンと軽油の価格上昇を避けるため、免税・税率の引下げ・還付、その他の支援措置を講じるべきである。さらに、灯油については寒冷地を中心に生活必需品となっていることに鑑み、負担増とならないよう措置すべきである。

税収は、地球温暖化防止と経済成長を両立させるための総合的な対策（例：民生、産業、運輸、革新的技術開発、海外展開）に用い、産業別の国際競争力や過重な負担となる特定産業に配慮して措置すべきである。また、エネルギー集約度が極めて高く、歳出による対応が困難な特定の産業に対しては、税制上の特別の措置も検討すべきである。

軽油重課に関連して設けられた物流・公共交通機関に対する交付金については、国の責任で確実に予算措置すべきである。なお、軽

油価格の引き下げ措置が講じられない場合においては、価格上昇分相当額を上乗せすべきである。また、海運等についても、負担増とならないよう特段の措置を求める。

ガソリン税と軽油引取税の「当分の間」税率については、厳しい財政事情に鑑み、来年度においては存置すべきである。

地球温暖化対策については、税制のみならず、他の政策との整合性確保が不可欠であり、過重な負担を避ける観点から総合的な検討を行うべきである。

「地球温暖化対策のための税」のみならず、森林吸収源対策も含め、その他の歳出も総動員して地球温暖化対策に全力を挙げるべきである。

(4) 車体課税

エコカー減税の枠組みは維持すべきである。昨年度税制改正大綱では、エコカー減税の期限到来時までに、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的見直しを検討するとしたが、その方針を踏襲すべきであり、来年度税制改正について車体課税の議論を行うべきではない。

(5) その他

昨年の税制改正大綱では「特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課すという考え方」が示された。今後この方針に基づき具体的な検討を行うことを提言する。

7. 市民公益税制

2010年11月12日付けで「新しい公共」調査会が提言した「市民公益税制に係る重点事項について」に基づいた対応を行うべきである。

8. 租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し

2010年11月8日付けで民主党税制改正PTが提言した「租税特別措置・税負担軽減措置等にかかる重点要望について」に基づいた対応を行うべきである。

9. 政治献金にかかる税額控除

クリーンな政治の実現等の観点から、政治改革推進本部と連携しつつ、一定の結論を得る。

10. その他

昨年の税制改正大綱は、納税者の視線に立った初めての大綱として、その判断に至った理由を詳述するなど、丁寧な語り口、記述をこころがけたものと承知しており、その精神は受け継いでいくべきである。

おわりに

今回の税制改正の議論では、昨年の税制改正大綱、および「税と社会保障の抜本改革調査会」が党に設置されたことを踏まえ、所得税、法人税、資産税を中心に議論を行ってきた。特に基幹税たる所得税の改革は重要な課題であり、「所得再分配機能回復」や「支え合いの税制」を構築していくことについて議論を重ねてきた。

今回の所得税の見直し提言は、抜本改革の前ではあるが先行して諸控除の見直しを行い所得再分配機能の回復を図るものである。た

だし、過度に特定の者に負担を求めるようなことがあれば、民主党の目指す「公平・透明・納得」の税制とは程遠い姿になりかねない。

「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。

以上